恵庭市営駐車場・駐輪場指定管理者の募集について

1. 趣 旨

市営駐車場は、各駐車場の供用以来、機器設備の更新等を行っていないため老朽化が進み、 その更新が急務となっていることや、安定的かつ効率的な駐車場運営及び利用促進が課題となっており、令和3年度に策定した「駐車場整備事業経営戦略」において、民間活用の手法や管理費・設備更新費等の精査を行い、指定管理者制度の導入を検討することとしていた。

これに基づき、令和4年度に実施したサウンディング型市場調査結果を踏まえ、市営駐車場・駐輪場を一括で管理運営する指定管理者を募集する。

2. 指定管理業務概要

(1)業務内容

駐車場・駐輪場の一体管理、駐車場機器の導入・更新

(2) 経費区分

利用料金等で管理運営経費を全て賄う独立採算制

(3) 契約期間

10年間(令和6年7月1日~令和16年6月30日)

(4)納付金

各年度の利用料金の収入実績と支出実績の収支が黒字になった場合、黒字額の一部を市に納付することや市への現金納付の他、市民還元につながる提案ができる

※募集要項、仕様書は別添資料参照

3. 指定管理者制度の導入効果について

駐車場、駐輪場の一括管理により、下記の効果が期待できる

- ①市民サービス・利便性の向上
- ②業務の効率化
- ③管理・運営経費の削減

4. 今後のスケジュール(案)

内容	実施時期	
指定管理者の募集	令和5年	11月20日~12月20日
指定管理者候補の審査	令和6年	1月
指定管理者の指定(第1回定例会)		2~3月
指定管理者による運営開始		7月~